

# 遡及適用に関する検討経緯

～昭和55年制定時  
(国会における議論)

【論点】過去に犯罪被害に遭われた方についても遡って適用すべきではないか

(意見)  
制度発足のために苦勞されてきた方々を救済できるような制度にすべき  
遡及するのが望ましいが、合理的な根拠が必要。遡及の範囲は具体的な財政状況を考慮せざるを得ない  
過去の犯罪被害の影響を受ける遺児の方々についての救済を検討すべき

(課題)  
新しい制度の適用は、法律が施行された後とするのが法制度上の原則  
他制度と区別する合理的理由がない  
いつの時点まで遡るかについて公正かつ合理的な基準の設定が困難  
過去に遡って適正に裁定を下すことは非常に困難

- ・ 遡及適用なし。
- ・ 犯罪被害者遺児等に対する学資の給与等の救援事業を行う(財)犯罪被害救援基金が設立。

平成20年改正時  
(経済的支援に関する検討会における議論)

【論点】新しい補償制度が施行される以前に犯罪によって被害を受けた犯罪被害者等で、現に経済的に深刻な状況にある者に対しては、特別の補償を給付すべきではないか

(意見)  
遡及適用が制度的に困難であることは理解するが、現在も生活に困っている、実際に被害が継続して、苦しい状況にある方に対しては、何らかの形での手当が必要

(課題)  
上記の点のほか、財源規模、対象者の範囲、支給方法について、特例を認めることの合理的説明が可能な具体的なケースを踏まえた検討が必要であり、一般的に認めることは困難

【経済的支援に関する検討会最終取りまとめ】  
過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような特別の事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応する方途を検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとする。

- ・ 遡及適用なし。
- ・ (財)犯罪被害救援基金において、社会連帯共助の精神に則り、特別の支援が必要な者に対し支援金を支給する支援金支給事業を開始。